

役員等の報酬並びに費用弁償等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 宏恵会（以下「宏恵会」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものとする。

(役員の変義)

第 2 条 この規程にいう役員とは、定款に定める理事、監事をいう。

(費用弁償の変義)

第 3 条 この規程において費用弁償とは、宏恵会における理事会、評議員会、内部監査及び宏恵会の会議等に出席した場合における出席旅費並びに宏恵会の業務遂行のため出張した場合の出張費用をいう。

(報酬)

第 4 条 役員は、常勤または特別の業務を担当する役員に限り、評議員会の決議により別表 1 の報酬を支給することができる。ただし、常勤理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

(費用弁償の支給)

第 5 条 役員及び評議員が宏恵会の定款に定められた会議に出席した場合には、1 日につき 6,000 円を支給する。

2 前項以外の宏恵会の会議に出席する場合には、1 日につき 3,000 円を支給する。

3 役員が理事会の命により出張した場合には、旅費を支給する。

(旅費の計算)

第 6 条 旅費は、社会福祉法人 宏恵会「旅費規程」を準用する。ただし、日当、宿泊料については施設長と同じにする。

(兼務職員)

第 7 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 これまでの「法人の役員に関する規程」（平成19年2月16日）はこれを廃止する。
- 3 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

名称	号俸	報酬	備考
理事長業務報酬等	1号俸	月額100,000円	
	2号俸	月額150,000円	
	3号俸	月額200,000円	
	4号俸	月額250,000円	
	5号俸	月額300,000円	
	6号俸	月額350,000円	
	7号俸	月額400,000円	
	8号俸	月額450,000円	
	9号俸	月額500,000円	
常勤理事業務報酬等	1号俸	月額50,000円	職員との兼務がない場合
	2号俸	月額100,000円	
	3号俸	月額150,000円	
	4号俸	月額200,000円	
	5号俸	月額250,000円	
	6号俸	月額300,000円	
	7号俸	月額350,000円	
	8号俸	月額400,000円	

役員及び評議員の報酬等について

1. 評議員の報酬
無報酬とする。
2. 理事及び監事の報酬
無報酬とする。
3. 理事長の報酬
 - ・月額100,000円、年額1,200,000円とする。
 - ・支給は毎月27日とし、支給日が土曜日、日曜日、又は祝日の場合は、その前日とする。
 - ・支払方法は本人の指定した預金口座に振込みで支払うものとする。
4. 役員及び評議員の費用弁償
 - ・定款に定められた会議に出席した場合には、1日につき、その都度、現金にて6,000円支給する。
 - ・上記した宏恵会の会議以外の会議に出席した場合には、1日につき、その都度、現金にて3,000円支給する。
 - ・役員が理事会の命により出張した場合には、旅費規定を準用した額を支給する。
5. 平成29年4月1日から遡及施行するものとする。